

平成23年12月7日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 殿

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松崎 泰子

防犯カメラの設置及び運用に関する意見書

平成23年12月7日に開催された情報公開・個人情報保護審査会の会議において議題とされた、鎌ヶ谷市が設置を予定している防犯カメラの設置及び運用に関し下記のとおり意見書を提出する。

記

第1 意見書を提出する根拠

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第2項の規定により、本件に関する意見を述べることを相当と認め、意見書を提出するものである。

第2 審査会の意見

- (1) 防犯カメラにより、不特定多数の者の個人情報を本人以外から収集することについては、公益上の必要その他相当の理由があると認める。
- (2) 防犯カメラ設置にあたり、個人情報保護に資するため制定した鎌ヶ谷市防犯カメラ管理運用基準及び運用の考え方は、妥当なものと認める。

第3 審査会の考え方

当審査会で審議した結果は次のとおりである。

(1) 防犯カメラの有効性と個人情報の保護について

市では、市民が安全で安心して暮らせるまちの実現をめざし、犯罪の予防を目的として、防犯カメラを公道等に設置しようとしている。

今回、市が防犯カメラを設置しようとする場所は、千葉県が指定したひたくり対策重点区域としており、犯罪予防及び抑止効果という観点から効果が期待できると考えられる。

一方で、撮影される個人のプライバシー、個人情報の保護という観点からは、重要な課題がある。

個人情報の収集については、本人が防犯カメラにより撮影されていることを意識していないという点では本人から収集しているとは言い切れない点がある。

今回意見を求められている防犯カメラは、現に犯罪発生件数が上昇していると

いう客観的事実に基づき、必要最低限の範囲で設置しようとするものであり、防犯カメラを設置している場所において、その旨の表示をするほか、記録映像の保存期間をあらかじめ定めている。

以上のことから、今回意見を求められている防犯カメラの設置により不特定多数の者を撮影することとなるが、①目的の正当性、②客観的かつ具体的な必要性、③防犯カメラの管理並びに運営基準を設け、保護すべき個人情報に十分な配慮がなされていることからすれば、本件防犯カメラの設置には、公益上、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第7条第3項第6号に定める相当な理由があると認められる。

(2) 防犯カメラの運用と個人情報の保護について

防犯カメラにより不特定多数の者を撮影することについては、市民がみだりにその容貌、姿態等を撮影されない自由を有することに配慮しなければならない。

市が保有することとなる防犯カメラによる記録映像は、保護すべき個人情報に該当し、適正に管理及び利用されるべきであり、かつ、犯罪予防という目的を逸脱して収集されることがないように留意しなければならない。

これらの点において、市では、防犯カメラによる記録映像の取扱いに関する制限及び管理方法等を定めるほか、犯罪予防という目的以外に利用することがないように、また、同目的の範囲内であっても必要最低限で利用すべきであることとした運用基準を定めている。

以上のことから、防犯カメラの管理及び運用についての市の考え方は妥当なものと認める。

(3) 結論

今回意見を求められた防犯カメラの設置及びその管理運用に関する市の考え方は、いずれも妥当なものと認め、原案どおりの事務を進めることに同意するものである。

第4 付帯意見

本意見書の提出にあたっては、現時点においては、犯罪予防を目的として防犯カメラを設置するものであり、その設置場所の選定においては、捜査機関の意見を参考とすることを運用基準に規定している。

しかしながら、今後、この捜査機関の意見聴取という規定が、現運用基準の想定を超える解釈の拡大がなされることがないように配慮すべきである。

仮に、犯罪予防という目的以外の理由、例えば、宗教上又は思想に関する規制を目的とするなどの事由から、市民を監視する用途のカメラの設置要請がある場合には、本意見書の範囲を逸脱することとなる点に留意願いたい。

また、本意見書は、今回意見を求められた防犯カメラに関する事実を勘案した意見であり、今後、状況の変化が生じたとき、又は、新たな事実が生じた場合においては、慎重な議論のうえで方針を決定することを求めるものである。